

業庫第19号（例）  
2025年3月26日

代 理 店 御中  
代理店引受金融機関

日 本 銀 行 業 務 局

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」の  
一部改正に関する件

「官報の発行に関する法律」（令和5年法律第85号）の施行に伴い、標記規程（平成27年9月11日付業庫第74号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、2025年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

- 6.（1）ハ.（ハ）b. 中「告示に記載された方法」を「告示に掲載された方法」に改める。